

平成29年10月25日

平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨災害 による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について

平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された皆様方に対しましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害につきましては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、激甚災害として指定する政令が10月20日に閣議決定されました。

独立行政法人農林漁業信用基金（農業信用保険業務）では、今般の平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けられました農業者等の皆様方に対し、施設の復旧などに取り組むために必要な資金について、保険料率を低位とする特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

（添付資料）

- ・独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（抄）
- ・＜参考＞保険料率の災害特例を適用する災害

問い合わせ先：独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室 毛利、平岡、前多 電話：03-3294-4483 FAX：03-3294-3140
--

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（抄）

別表1 農業信用保険業務の保険料率

保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.06%又は年0.18%（災害特例年0.06%）
		農業経営維持資金	年0.18%又は年0.34%（災害特例年0.18%）
	農業施設資金		年0.16%又は年0.28%（災害特例年0.16%）
	農業運転資金		年0.14%又は年0.26%（災害特例年0.14%）
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.09%又は年0.27%（災害特例年0.09%）
		農業経営維持資金	年0.27%又は年0.51%（災害特例年0.27%）
	農業施設資金		年0.24%又は年0.42%（災害特例年0.24%）
	農業運転資金		年0.21%又は年0.39%（災害特例年0.21%）

（注1）農業経営改善資金とは、農業経営の改善を図るための国等の制度資金（農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業経営改善促進資金など）。

（注2）農業経営維持資金とは、農業経営の維持継続を図るための国等の制度資金（畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、畜産経営体質強化支援資金など）。

（注3）保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。

< 参考 >

保険料率の災害特例を適用する災害

	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害	適用条件
1	平成28年熊本地震	平成28年4月14日から平成30年3月末までの間に保険契約が成立したもの
2	平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による災害	当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者であって、平成28年6月6日から平成29年3月末までの間に保険契約が成立したもの
3	平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者であって、平成28年8月16日から平成29年9月末までの間に保険契約が成立したもの
4	平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者であって、平成28年9月17日から平成29年9月末までの間に保険契約が成立したもの
5	平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者であって、平成29年6月7日から平成30年9月末までの間に保険契約が成立したもの
6	平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	当該災害について被害内容の証明を市町村長から受けた者であって、平成29年9月15日から平成30年9月末までの間に保険契約が成立したもの